

リスク分担表（案）

令和2年11月

リスク分担表（案）（※）

○：リスクが顕在化した場合に原則として負担する

△：リスクが顕在化した場合に限定的に負担する

空欄：原則として負担がない

段階	リスク項目	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		備考
					国	S P C	
共通	入札関連リスク	入札説明書等リスク	1	入札説明書等の国が本事業の入札に関連して公表した文書の誤り、又はそれらの内容の変更による増加費用	○		ただし、本事業の事業契約締結後に明らかとなったものに限る。
		応札リスク	2	応札時の入札書類作成等の、応札に係る一切の費用		○	なお、落札者決定後、契約締結までに国の責めによらず契約締結ができなくなった場合を含む。
	制度関連リスク	法令変更リスク	3	本事業の維持管理・運営に特別に若しくは典型的に影響を及ぼす場合、又は前記以外の維持管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更により生じる増加費用	○		ただし、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、国は契約を解除できるものとする。
			4	上記の No. 3 に該当せず、施設の維持管理・運営に影響を及ぼす法令等の変更等であり、これに伴う S P C による増加費用の発生の防止手段を合理的に期待できないと認められる場合の、法令変更又は新設による増加費用	○		
			5	上記の No. 3、4 に該当しない法令等の変更等による増加費用		○	ただし、本事業の遂行上重大な支障があると認められる場合には、国及び S P C は当該増加費用の負担について協議する。
		税制変更リスク	6	消費税及び地方消費税の税率の変更による費用増減	○		国が支払う消費税及び地方消費税については、予算措置等必要な手続きを行った上で増額分を支払う。減税措置があった場合には減額変更を行う。
			7	上記以外の税制変更・新設による費用増加		○	
	許認可の取得等	8	国が取得すべき許認可の遅延から生じた増加費用	○			
		9	維持管理・運営業務の実施に関して S P C が取得すべき許認可の遅延から生じた増加費用		○		
	社会リスク	住民等の要望活動	10	国の提示条件や本事業の実施そのものに関する地域住民等の要望活動・訴訟に起因する費用増加	○		
			11	S P C による本事業の実施に関して生じた近隣住民等の要望活動・訴訟に起因する増加費用		○	

段階	リスク項目	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		備考
					国	S P C	
		環境の保全	12	S P Cが行う維持管理・運営業務に起因する環境問題（騒音、振動、臭気、有害物質の排出等）への対応の実施に係る責任及び費用		○	
	経済リスク	資金調達	13	本事業の実施に関する費用のS P Cの資金調達に関する責任		○	金利変動に関するリスクも含む。
	債務不履行リスク	事業の中止延期	14	国の責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合の責任	○		予算案不通過、政策変更等。
			15	S P Cの責めに帰すべき事由により債務不履行が生じた場合の責任		○	
		構成員・協力会社等リスク	16	維持管理・運営業務を委託し、又は請け負わせる構成員・協力会社等（それらが業務を委託し、又は請け負わせるその他の第三者を含む。また、それらの使用人を含む。）の使用に係る責任		○	構成員・協力会社等の責めに帰すべき事由は、S P Cの責めに帰すべき事由とみなす。なお、基本協定の当事者となる構成員・協力会社は、基本協定に定める責任を負う。
	不可抗力リスク		17	維持管理・運営業務における不可抗力により生じた増加費用又は損害（期間変更に伴う費用、施設の損壊に伴う費用、調査費用等を含む。）	○	△	増加費用又は損害について、当該年度の維持管理・運営費の1%相当額までをS P Cが負担し、これを超えた金額を国が負担する。数次にわたり不可抗力が発生する場合、1年度間の累計額に対して適用する。ただし、保険等によるてん補がある場合は、増加費用及び損害からこれを控除して上記を適用する。なお、本事業の継続に過分の費用を要する場合は、契約を解除できるものとする。
	国の関連業務に関するリスク		18	国が中央合同庁舎第7号館に関連して別途発注する業務において、国が使用する第三者（その使用人を含む。）に係る責任	○		
			19	国が中央合同庁舎第7号館に関連して別途発注する業務において、国が使用する第三者（その使用人を含む。）と調整を行う責任		○	
	知的財産権リスク		20	S P Cが本事業を実施するに当たり第三者の知的財産権等を侵害し、又はS P Cが作成した成果物等が第三者の知的財産権等を侵害した場合に、第三者に生じた損害の賠償		○	ただし、当該侵害が、国の指示に従ったことに起因する場合であって、S P Cが合理的に必要な調査を行った場合その他S P Cの責めに帰すべき事由がない場合を除く。

段階	リスク項目	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		備考
					国	S P C	
	情報漏洩リスク		21	S P Cが行う業務の遂行に伴って生じた情報漏洩に関する責任		○	
契約前	契約締結リスク		22	国の責めに帰すべき事由により契約が締結できない、あるいは締結が遅延することに起因する増加費用	○		国の政策変更等（事業の取りやめ、その他）等による事業内容が変更したことで生じたS P Cの増加費用も含む。
			23	S P Cの責めに帰すべき事由により契約が締結できない、あるいは締結が遅延することに起因する増加費用		○	
			24	双方に帰責できない場合に関する費用	△	△	各々に生じた費用は各々が負担することとする。
維持管理・運営	性能リスク	要求水準未達リスク	25	要求水準の達成に疑義が生じた場合、又は要求水準を達成しない、若しくは達成しないおそれがあると判断された場合の改善等のために生じた増加費用		○	
			26	改善勧告に関わらずサービス水準の回復の見込みがない場合の責任		○	
	要求水準変更等リスク	27	国の責めに帰すべき事由による要求水準の変更（維持管理・運營業務の内容、対象範囲の変更指示等）による維持管理・運営費の増加	○		なお、国の指示による要求水準の変更により事業費が減少する場合には、減額するものとする。	
		28	No. 27 以外の要因による維持管理・運営費の増加		○	不可抗力、物価変動等、他のリスク分担の定めがある場合を除く。	
		29	事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は維持管理・運營業務遂行方法の採用が可能であると認められた場合の事業費の減額	○	○	国又はS P Cは、事業費の減額を目的とした要求水準の変更又は業務遂行方法の採用が可能であると認めるときに協議を行う。ただし、協議が調わない場合は国が合理的な変更内容を定める。	
	施設の契約不適合リスク		30	既存施設の種類又は品質に関して契約不適合が見つかった場合の責任	○		
施設損傷リスク		31	国の責めに帰すべき事由による本施設の損傷を復旧するための費用	○		保険等又は同等の措置を超えるものは国が負担する。	
		32	S P Cの責めに帰すべき事由による本施設の損傷を復旧するための費用		○		
福利厚生諸室運營業務に関するリスク		33	福利厚生諸室運營業務を独立採算で実施することに係る福利厚生諸室運營業者の収入及び費用の変動		○		
経済リスク	物価変動リスク		34	賃金水準又は物価水準の変動による維持管理・運営費等の増加	○	△	事業契約書で定める一定の範囲を超えて、維持管理・運営費、その他の費用に関する物価変動があった場合

段階	リスク項目	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		備考
					国	S P C	
							には、事業契約書に定める方法に基づいてP F I 事業費の変更を行う。
	その他	開始遅延・中止・中断リスク	35	国の責めに帰すべき事由による維持管理・運営業務の全部又は一部の開始遅延・中止・中断に関する維持管理・運営費の減額	○		未実施の維持管理・運営業務相当分の対価については支払わない。ただし、国はS P Cに生じた増加費用を負担する。
36			S P Cの責めに帰すべき事由による維持管理・運営業務の全部又は一部の開始遅延・中止・中断に関する維持管理・運営費の減額		○		
支払遅延リスク		37	国のS P Cへの支払の遅延による増加費用	○			国はS P Cに遅延利息を支払う。
		38	S P Cの国への支払の遅延による増加費用		○		S P Cは国に遅延利息を支払う。
	第三者損害リスク		39	国の責めに帰すべき事由による維持管理・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害に関する事	○		
			40	S P Cの責めに帰すべき事由による維持管理・運営業務の実施について第三者に及ぼした損害に関する事		○	福利厚生業務におけるサービスの提供に際して利用者を生じた損害を含む。
終了時	終了時の手続き関連リスク	原状回復	41	契約の終了時又は解除時に、S P C（構成員・協力会社等を含む。）が所有する設備・備品その他の物件等を撤去するとともに、事業場所を維持管理・運営業務に支障のない状態に復旧する費用		○	
		施設の性能	42	事業期間終了時において確保すべき施設の性能の未達		○	事業者は事業終了時に要求性能水準を満たしていればよいものとする。
		終了手続き	43	事業の終了時の手続きに関する諸費用の発生及び事業会社の精算に必要な費用		○	
		移行期間保全	44	契約解除通知時から維持管理・運営業務引継ぎの完了の時までの本施設の維持保全に要する費用		○	
		移管手続	45	事業終了時の手続に関する諸費用の発生及びS P Cの清算に必要な費用の増加に関する事		○	
	契約解除リスク		46	国の責めに帰すべき事由による契約解除	○		
			47	S P Cの責めに帰すべき事由による契約解除		○	S P Cは国に違約金を支払い、違約金を超える損害を賠償する。
			48	不可抗力に起因する契約解除	○	○	国及びS P Cは事業契約の定めに従い、増加費用又は損害を負担する。

段階	リスク項目	リスクの種類	番号	リスクの内容	負担者		備考
					国	S P C	
	契約解除リスク		49	法令変更に起因する契約解除	○	○	国及びS P Cは事業契約の定めに従い、増加費用又は損害を負担する。

※ リスク分担は現段階での案であり、実施方針への質問及び回答や国内部での検討を踏まえて調整を行った後、入札公告の際に入札説明書とあわせて公表する事業契約書（案）により、リスク分担に関する条件を明確化するものであることに留意すること。